

流山市第3次アウトソーシングプラン (素案)



総合政策部行政改革推進課

平成23年3月

目 次

1	プランの目的等	2
	(1) これまでの経緯	
	(2) 第2次アウトソーシング計画の課題	
	(3) プラン策定の目的	
	(4) プランの期間	
2	プランの基本的な考え方	3
3	プランの推進方策	4
	(1) 行政メニュー提示型	
	(2) 市民提案型	
	(3) 指定管理者制度	
4	定員適正化計画との整合について	5
5	今後のアウトソーシングについて	6
	(1) 内部検討の手順	
	(2) 提案事業の審査	
	(3) 指定管理者制度の推進	
	第3次アウトソーシング計画で検討を行う主な業務	8
	用語解説	9
	(本文中で「※」印を付した語句の説明)	

1 プランの目的等

(1) これまでの経緯

本市では、「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立するため、平成17年3月に「アウトソーシング(市民による業務参加)指針」と「定員適正化計画」※₁を策定しました。この指針では、職員数の削減と歩調を合わせ、市民との協働※₂が可能な業務を明確にし、市民による業務参加、つまりアウトソーシングの基本的考え方を取りまとめました。

平成18年3月に、市民との協働が可能な業務を明確化し市民による業務参加を推進することを目的として、「第1次アウトソーシング計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、行政から、市民との協働事業を提示して事業者を募集し、市民との協働事業として12の事業を実施しました。

また、市民から、市民との協働事業について提案を募集するために、公権力の行使など公務員でなければならない事務事業以外の協働可能な事業を募集したところ、6の事業を実施しました。

平成20年3月に策定した「第2次アウトソーシング計画」(以下「第2次計画」という。)の中で、第1次計画における課題を分析し改善策を検討するとともに、NPO団体や民間事業者等のノウハウを活用して、市民との協働事業を更に推進しました。

アウトソーシングプランを推進することにより、平成17年3月に策定した定員適正化計画で目標に掲げた職員の削減数までには至らなかったものの、着実に減少を図るとともに、協働のまちづくりのための指針に沿い市民との協働が可能な業務を明確化しながら、市民による業務参加を推進することができました。

(2) 第2次アウトソーシング計画の課題

① 推進方策の充実

アウトソーシングの導入にあたっては、市民サービスの向上の観点から、職員が自らの発想で積極的に導入する段階にまでは至っていません。職員が自らの発想で、アウトソーシングを推進していくシステムを構築していく必要があります。

② アウトソーシングの啓発

アウトソーシングを実践していくためには、受け皿となる自治会やNPO等をはじめとする市民の理解と協力、更には、積極的な参加が不可欠です。引き続き、協働の担い手となる自治会やNPO※₃等をはじめとする市民を育成・支援していくとともに様々な機会を通じて、積極的にアウトソーシングについて啓発していく必要があります。

③ 対象事業の適正化

市の業務は、多種多様な業務があり、複雑化、多様化する市民ニーズに対応するため、業務形態は、アウトソーシングの受託者にとってもスケールメリット※4が発揮しにくい状況にあります。同一業務(類似業務)について、統合化を図るなどスケールメリットが発揮できる業務形態として、提示する工夫が必要です。

(3) プラン策定の目的

平成22年度から財源の裏付けのある実現可能な後期基本計画※5がスタートしました。平成21年に策定した自治基本条例では、市民との協働の基本原則を定めましたが、「市民満足度」を高めるよう計画を着実に推進していくために、市民参加や協働を推進しつつ、「効率的な行財政運営」を行うため限られた人員や財源を最大限有効に活用できる組織体制を構築していく必要があります。そうした体制により、行政を運営していくのではなく、「経営」していくことが求められています。

これまでのアウトソーシング計画による取組を踏まえ、一層の効率化を図る手段の一つとして、今後も推進していくために「流山市業務委託に関する基準」を策定しました。

そこで、平成22年4月にスタートさせた新たな定員適正化計画と整合を図りながら職員数の抑制を図るとともに、市民による業務参加を更に推進するため、第3次アウトソーシングプラン(以下「第3次プラン」という。)を策定します。



(4) プランの期間

市民ニーズの業務の見直し等により本計画は、後期基本計画の事務事業の取りまとめの区切りとなる上期、中期の実施計画と合わせ、平成23年度から27年度までの5年間とします。

2 プランの基本的な考え方

第3次プランの基本的な考え方や対応方針、更には、市民との協働事業の実施手順等は、第1次計画及び第2次計画により示された考えに沿って推進します。

アウトソーシング指針の策定時に行財政改革審議会の「本市のアウトソーシングは、単なる業務委託ではなく、市民参加を推進していくための手法として活用すべき」との提言を尊重し、市民参加を基本とします。その基本に立った上で、後期基本計画の諸事業を着実に推進していくため、経費の縮減、事務処理の効率化だけでなく、行政サービス

の向上の観点から導入を考えます。

また、市民参加を実現するため、個人、NPOやボランティアなどの特性を活かし、市民との協働のまちづくりを推進するためにアウトソーシングを導入します。

3 プランの推進方策

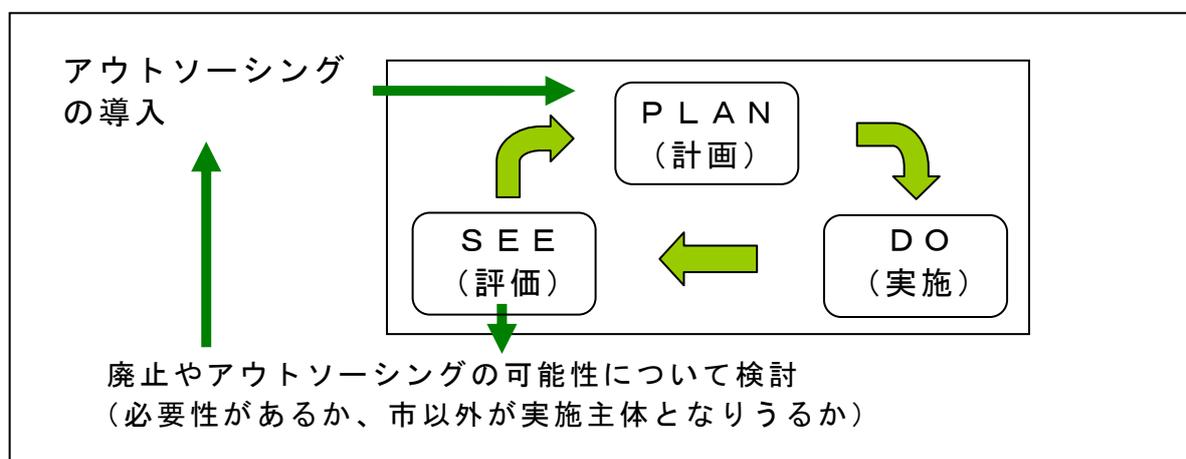
第3次プランにおいても市民との協働の観点から、アウトソーシングの対象事業は、行政からの提示だけではなく、市民からの提案も採用します。

(1) 行政メニュー提示型

民間に任せた方が効率的・効果的に業務遂行できるものは民間に任せる、を基本に、全ての部門において、アウトソーシングを推進します。

具体的には、市の事務事業全般にわたって、行政評価システムのPDSサイクル※6を活用し、サービスの維持・向上と経費の縮減の観点から、評価を行います。評価を行った結果、必要性が失われている事務事業については、廃止を検討します。また、必要性があるものの市以外が実施主体となり得る可能性のある事務事業については、アウトソーシングを検討します。

行政評価のPDSサイクルとアウトソーシングの検討



これまでの実施事業一覧

成人式企画運営業務、サロンコンサート企画・運営業務、
市民ギャラリー展示企画・運営業務、市民音楽祭企画・運営業務、
県民体育大会出場選手派遣業務、ロードレース大会運営サポート業務、
交通安全教育・チャイルドシート貸与業務、広報号外編集業務、
精神障害者ホームヘルパー養成研修業務、移動介護従事者養成研修業務、
市民環境公開講座開催業務、公園緑地年間管理業務委託事業
(自治会による公園管理の拡充)

(2) 市民提案型

行政内部からの提示では限界があることから、毎年、市民からの提案を募集し、市民との協働の実践として、市民による業務参加を推進します。

具体的には、公権力の行使など公務員でなければならない事務事業を除き、毎年、市の広報紙やホームページ等で市民の業務参加について市民からの提案を募集します。

これまでの実施事業一覧

広報ながれやま編集業務、男女共同参画社会づくり啓発業務、アウトソーシング可能性検討調査、市民活動センター運営業務、中央図書館分館業務、不用品再生・修理業務

(3) 指定管理者制度

本制度は、公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。

本市では、平成18年度以降公の施設管理を指定管理者制度とすることを基本に順次導入し、民間事業者等のノウハウを活用し市民サービスの向上を図っています。

これまでの実施事業一覧

福社会館(流山、西深井、南、名都借、南流山、平和台、下花輪、十太夫)、地域福祉センター(ケアセンター)、心身障害者福祉作業所(さつき園)、コミュニティプラザ(勤労者総合福祉センター他)、生涯学習センター、一茶双樹記念館、杜のアトリエ黎明、総合体育館等のスポーツ施設、市民プール(北部・中央・東部)、柔道場(北部、南部)、北部地域図書館(森の図書館)、公民館(初石、北部、東部)、南流山センター、市営自転車駐車場(6駅21か所)

4 定員適正化計画との整合について

市民との協働を推進するとともに人件費の抑制を図るため、平成17年3月に定員適正化計画を策定しました。新たな事業への対応などにより目標値は達成できませんでしたが、計画を推進した結果、決算ベースの一般会計に占める人件費は平成16年度52.07%から平成20年度39.62%に低下しました。

後期基本計画を着実に推進させるため、計画のスタートに合わせて限られた人員や財源を最大限に活用できる組織体制を構築すべく、平成22年3月に新たな定員適正化計画を策定いたしました。

定員適正化計画目標値の推移（平成22～27年）（単位：人）

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成27年 4月1日の 職員数
職員数	1,044	1,039	1,030	1,015	997	981
目標数		△5	△9	△15	△18	△16
累計		△5	△14	△29	△47	△63
 新たな定員適正化計画（H22.4.1～H27.4.1）△63（6.0%）						

定員適正化計画では、定員管理の手法としてアウトソーシングを推進していくこととしています。これは、今後10年間に現在の職員数の約38%、約400人が定年退職するという組織の課題に対応しつつ、市民サービスの維持向上を図るために、行政からの提示、市民からの提案や指定管理制度※7の業務委託といったアウトソーシングの推進を行っていかねばならないと考えています。

5 今後のアウトソーシングについて

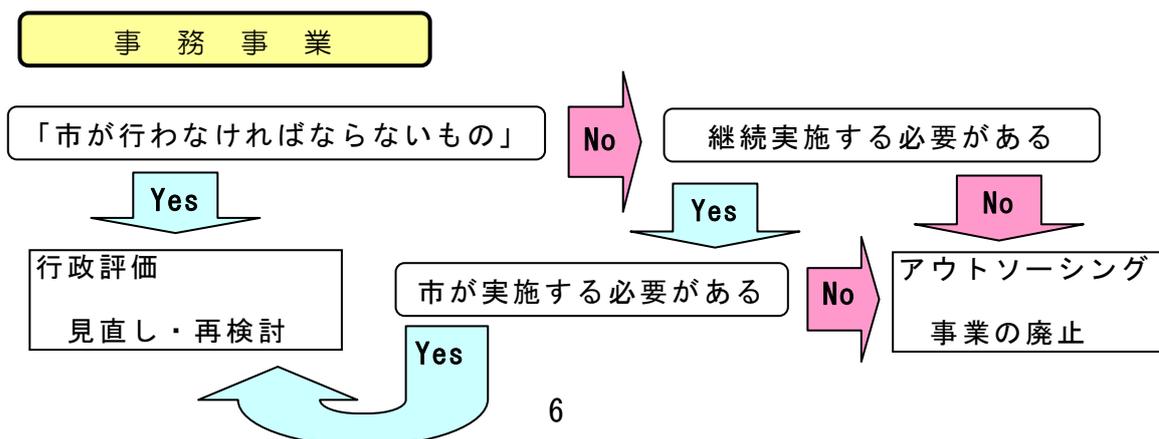
(1) 内部検討の手順

アウトソーシングを行うかの検討対象は全ての事業としますが、次に掲げる事業は原則市が行うべきものと考えております。

- ① 法令により市が直接実施しなければならないもの
- ② 許認可等の公権力の行使に該当するもの
- ③ 地域経営者として市のマネジメントの意思決定に関わるもの
- ④ 災害対策や救急救命等市民の生命に直接関わるもの
- ⑤ 財産取得及び処分などの権利行使や資金管理などの財政に関わるもの

市が行う事務事業は毎年行政評価を実施しますので、市が行うべき事業としてよいかは、その際繰り返し見直します。また、後期基本計画に基づき新たに行う事業についても、実施段階で実施手法について再度検討します。

アウトソーシング検討の流れ



(2) 提案事業の審査

これからも行政内部の提案だけでなく広く市民からもアウトソーシングできる事業を募集します。提案された内容についての委託化や民営化の実現に向けた審査は、客観性や公平性を確保しつつ次の項目を中心に行います。

① 官民の役割分担は適切であるか

提案業務を委託する場合に、市と受託者の役割分担が明確にしなければなりません。法令により市が行わなければならないことになっていないかどうか、官民の役割を明確にしなければなりません。

② より効率的で質の高い公共サービスが提供できるか

市が実施するよりも受託者が実施することの方が、市が行うより効率的で質の高い公共サービスを提供できるという効果を検討します。

③ コストの削減につながるか

アウトソーシングの大きな目的の一つは、人件費をはじめとするコストの削減にあります。削減したコストにより、既存の公共サービスの充実や新たなサービスの提供を行い、市民満足度の向上を図ります。

提案時にコストが不明であれば算出し、市が実施しているコストも算出して、コストの削減効果を算定します。

④ 市内経済への波及効果が期待できるか

業務の委託を実施することで雇用創出など、市内経済にどのような波及効果があるのかを検討します。

(3) 指定管理者制度の推進

公の施設の管理運営にあたっては、今後も指定管理者制度の活用を図っていくことを基本方針とします。

初期に導入した施設では、指定管理者の指定替えを行う時期を迎えましたが、事業評価といった実績を踏まえ、更に質の高いサービス提供の可能性を検討して指定管理者制度を活用します。

第3次アウトソーシング計画で検討を行う主な業務（平成23年度～27年度）

業務名	担当課	概要
人事研修業務	人材育成課	人材育成基本方針に則った職員研修の運営について、経費を削減しつつ研修の拡充ができるようアウトソーシングを検討します。
市民まつり事務局業務	コミュニティ課	毎年開催している市民まつり事務局業務を、外部にアウトソーシングし市民参加の拡大を図ります。
野々下福社会館 （地域ふれあいセンター 運営業務） （児童センター運営業務）	社会福祉課 子ども家庭課	地域ふれあいセンターと児童センターが併設されている野々下福社会館に指定管理者制度を導入し、サービスの維持を図りながら運営コストの低減を図ります。
まちをきれいに志隊事業	環境政策課	「路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を推進するため、路上喫煙及びポイ捨て防止、犬のふん放置防止、不法投棄の防止、また資源ごみの持ち去り防止等のパトロールの実施についてアウトソーシングを含めて検討します。
資源物回収業務	リサイクル推進課	行政回収と集団回収の2つの方法で実施している資源物回収を市民のリサイクル意識及びコミュニティ意識の向上を目的として、集団回収への一元化を図ります。
西平井・鱈ヶ崎地区区画整理業務	西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所	西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事業の業務をアウトソーシングし、少ない人員で事業の促進を図ります。
排水設備等の計画確認及び工事完了検査業務	下水道業務課	排水設備等計画確認申請書の審査及び工事完了検査業務をアウトソーシングし、課担当業務の効率化を図ります。
学校給食調理業務（中学校）	学校教育課	西初石中学校の給食調理業務をアウトソーシングし、中学校の学校給食調理業務のサービス向上を図ります。
東部スポーツフィールド （旧流山東高校グラウンド）維持管理業務	生涯学習課	グラウンドの貸出しの開始時より業務をアウトソーシングし、市民サービスを充実させて業務運営を図ります。
芸術・文化振興業務	生涯学習課	古典芸能鑑賞会と邦楽コンサートをアウトソーシングし、サービスを維持しながら運営コストの低減を図ります。
南流山福社会館管理業務 南流山センター管理業務	社会福祉課 公民館	指定管理者制度を導入済みの2施設は、隣接していながら別々に委託しているため、一括委託を行い運営コストの低減を図ります。

用語解説

No.	語句	説明
※1	定員適正化計画	コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画として策定した計画のことを言います。本計画と後期基本計画の推進に当たっては、市民との協働、民間委託やアウトソーシングの推進、再任用職員・臨時職員等の活用、組織機構の見直し、事業の廃止と見直し、人材の育成と能力開発を進めることにより、効率的で市民満足度の高いサービスを提供できる組織体制を目指します。 現行計画の期間は、平成22年4月1日を基準として、平成27年4月1日までの5年間としています。
※2	協働	市民・事業者・行政など異なる立場の者が、それぞれの特性と立場をお互いに理解・尊重し、共有する地域社会の課題解決に向けて連携・協力することにより、相乗効果の上がる行動を言います。
※3	NPO	“Non-Profit Organization”の略称で、【エヌ・ピー・オー】と読みます。政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命の精神を尊重して行う非営利的組織・団体のことを言います。
※4	スケールメリット	同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のことで、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することを言います。
※5	後期基本計画	基本構想で示した将来都市像「豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち『みんなでつくろう価値ある流山』」の実現に向けた、基本構想の「施策の大綱」などに基づき、後期(平成22年度から平成31年度までの10年間)における新たな施策・事業を体系的に整理したものです。【平成22年4月スタート】
※6	PDSサイクル	経営管理における「Plan(計画)→Do(実行)→See(評価)」という一連の流れを示したもので、「計画を立て、実行し、それを評価して次の計画に結びつける」という一連の管理プロセスを表したもの
※7	指定管理者制度	公の施設の管理運営を民間事業者を含む幅広い団体が議決を経て、管理運営を代行できる制度を言います。【平成15年6月の地方自治法の一部改正により施行】